

○司会 おはようございます。

それでは、本日のヒアリングを始めさせていただきたいと存じます。

最初は東京土地家屋調査士会の皆様でございます。

（東京土地家屋調査士会 入室）

○司会 おはようございます。それでは、要望書の手交をお願いいたします。

（要望書手交）

○司会 それでは、どうぞご着席ください。

それでは、ヒアリング及び意見交換を始めさせていただきたいと存じます。

今頂きましたご要望書につきましては、私どもタブレットの端末のほうで拝見をさせていただきながら進めさせていただきたいと存じます。

それでは、冒頭、知事から一言お願いいたします。

○小池知事 おはようございます。

野城会長をはじめ土地家屋調査士会の皆様方には、日頃よりいろいろとご協力いただいております。

このヒアリングは、現場に通じておられる皆様方から今何が起って何が必要なのかを伺う。そしてまた、これからオンラインなど進めていくに当たっての課題、さらには何よりもコロナ禍にありますので、こういう中で新しい道をつくっていくという必要もございます。そのほか、災害復興まちづくり支援機構に参加されておられます災害対策、それから空き家対策、都内学校での出前授業などなど幅広くご活動いただいている中で、本日は令和3年度の予算編成も、また長期戦略なども見ながらお話を伺わせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○司会 それでは、早速お願いいたします。

○東京土地家屋調査士会（野城会長） 当協会の会長、野城でございます。本日はこのような貴重なお時間をいただき、誠にありがとうございます。

説明については、担当の佐々木副会長のほうより説明させていただきます。

○東京土地家屋調査士会（佐々木副会長） 東京土地家屋調査士会の佐々木です。私のほうから説明させていただきます。

まず、東京土地家屋調査士会では、コロナウイルス感染拡大予防について会員へホームページ等を通じて国や東京都の周知いたしておりますが、知事自ら都民に向けて感染拡大予防に向けたアナウンスをしていただいているおかげで、当会の会員においてもそれぞれの事業所の状況に応じて自主的に感染拡大予防に配慮して予防の対応を行っていると聞いております。

またデジタルトランスフォーメーション、いわゆるデジタル技術を活用した業務等の効率化につきましては、これについてはポストコロナも含めて説明させていただきます。

私たち土地家屋調査士は、ご案内のとおり権利の客体となる土地、建物を調査し、依頼人の求めに応じて不動産の表示に関する登記の申請手続を代理する法務省管轄の国家資格

者です。不動産の登記は、昭和63年から順次バインダー方式の紙の簿冊からコンピューターシステムによる登記事務に移行され、平成17年に施行されました法改正を経て、現在全国の法務局でインターネットを利用したオンライン申請が可能になりました。また、地図や図面等を電磁的記録にしたことで、私たちはインターネット端末より登記情報を取得することが可能になっております。

インターネットの活用によるオンライン申請については、コロナ禍以前より当局より推奨するよう要請があり、当会でも登録免許税の納付がインターネットバンキングによりできることなどから、業務の効率化の観点からも会員に対し研修を行うなど積極的に取り組んでおりました。

さらに、昨年11月より資格者である土地家屋調査士がオンライン申請の方法により行う場合は原本を省略できる取扱いが開始され、業務の効率化はもとよりウィズコロナ、ポストコロナの世にあっては人との接触を軽減させることができること、またペーパーレスや輸送手段に頼らず登記の申請ができることなど、環境等への配慮の観点からも今後はオンライン申請を利用する会員が多くなるものと感じております。

登記事務のコンピューターシステム化の移行は、法令に基づく記載事項により全国の国民が登記情報にアクセスすることが可能なことから、今後は登記行政だけでなく不動産に関わる情報提供の媒体として広く活用されることが期待されております。

そこで、本日の要望の1つ目でございます。都所有建物の建物表題登記の推進でございます。

東京都の所有する未登記建物につきましては、かねてより不動産登記法の趣旨にのっとりた都所有財産の保全等のため、都所有建物の表題登記の推進を要望させていただいておりましたが、東京都においては表示に関する登記の申請義務が当分の間は適用しないとされていることなどから、公有財産台帳により管理をされていると伺っております。

しかし、登記情報については、さきに説明したとおり法令に基づく記載事項にのっとりどこからでも国民が登記情報にアクセスすることが可能になったことから、都民の財産である都所有建物の権利の保全とその客体を明確化するという必要性からも、まずは東京都において今後新規に建築する建物を端緒として都所有財産の表題登記を推進していただきたく、改めて要望させていただく次第です。

不動産登記事務のデジタル化につきましては、法令に基づく同一の規格で不動産の情報を開示できるシステムとして便利である一方、登記情報は所有者不明土地問題に代表されるように土地の登記の情報と現在の状況とにそごがあることなど、国民がストレスなく利用するには改善すべき課題もあることはご案内かと存じます。権利に関する登記については、相続登記の義務化を含む民法改正に向けた取組も行われていきますし、将来的には住所や戸籍に関わる情報とのひもつけなどにより、より現状に即した登記情報公開のツールへと改善される方向にあります。

一方、私たち土地家屋調査士が関わる表題登記については、固定資産税等の不動産の評

価価格の基準、基礎となる地籍等の情報が記載されているにもかかわらず、正確な地図が十分整備されていないことなどから、不動産の位置や地籍の根拠となる図面等がないまま、その地籍により課税されているものが多く存在します。

そこで、2つ目の要望でございます。地籍調査事業のさらなる推進と、同事業における土地家屋調査士の活用についてです。

東京都では、地籍調査事業について土地の境界を明確にすることにより災害復興の迅速化や民間都市開発の推進に寄与できることから補助金を出し、市区町村の行う事業を推進していると伺っておりますが、都内の進捗状況は23%にとどまっております。災害への備え、税の公平性、さらには安心して住み続けられるまちづくりを目指し、まずは東京都の人口の70%を占める23区内での実施に向け、東京都からもより一層自治体のほうに働きかけを行っていただきたく要望させていただきます。

また、この事業には境界、筆界の確定率が大変重要な事業でありますので、土地家屋調査士法により土地の筆界を明らかにする業務の専門家として、不動産に関わる国民の権利の明確化を使命に掲げます我々土地家屋調査士をぜひご活用いただきますよう、重ねてご要望いたします。

3つ目、こちら最後の要望になります。各建設事務所における境界確定業務の代行委託についてです。

建設局所管所有地の土地境界確定業務は、所有権の及ぶ範囲を関係地権者が現地において確認し確定する都民の財産に関する大変重要な業務です。境界の確認については、土地境界が創設された経緯から資料の分析、関係者からの聞き取りなど専門的な知識が必要です。さらに、権利の及ぶ範囲を確認する業務は当事者である都の職員ではなく、土地の筆界を明らかにする業務の専門家として法で規定された土地家屋調査士が第三者的立場で公正に確認作業を行うことがふさわしく、既に東京都の第六建設事務所管内の台東区をはじめ他の区市においても代行業務を行っており、高い評価を得ているものと自負しております。他の地域においても引き続き報酬面でのご配慮を賜り、土地家屋調査士への当該業務委託へのご検討いただきますようご要望させていただきます。

以上が東京土地家屋調査士会からの要望でございます。改めてご検討くださいますよう、よろしく願いいたします。

○司会 ありがとうございます。

それでは、まず知事からお願いいたします。

○小池知事 まず、地籍の調査であります。土地の境界、権利関係を明確にして災害後の迅速な復興、そしてまちづくりの推進を図るという点でも重要であります。

都は財政支援を行うなど、事業主体である区市町村の取組を支援いたしております。そして、皆様の団体でこれまでも区市町村と連携をされて地籍調査事業にご協力いただいているところであります。引き続きよろしくお願いを申し上げます。

私からは以上でございます。

○財務局長 あと、財務局のほうから1点目の都所有建物の建物表題登記のお話でございます。

今お話ございましたとおり、都所有建物の表題登記につきましては、現在は現行法令に従って適切に対応しているところでございます。今後、不動産登記法の改正等によって自治体の所有財産に対します登記の申請義務が適用されることになった場合には、適切に対応を考えていきたいというふうに考えております。

それと、建設局からもお願いいたします。

○建設局 建設局でございます。

境界の確定事務につきましては、私ども各建設事務所がその事務に当たっているところでありまして、一部の事務につきましては専門性のある貴会にお願いしているところでございます。引き続き各事務所の状況を見ながら、必要に応じて貴会に業務を委託することとしております。今後ともご協力よろしくお願いいたします。

○司会 東京都のほうからは以上でございます。ありがとうございます。

本日は、大変お忙しいところわざわざお越しいただきましてありがとうございます。

（東京土地家屋調査士会 退室）

○司会 続きまして、日本ファッション・ウィーク推進機構の皆様、どうぞお願いいたします。

（日本ファッション・ウィーク推進機構 入室）

○司会 それでは、最初に要望書の手交のほうをお願いできますでしょうか。

（要望書手交）

○司会 それでは、どうぞおかけください。

それでは、早速ヒアリング、意見交換を始めさせていただきたいと存じます。

頂きましたご要望書につきましては、タブレットで拝見させていただきながら進めさせていただきます。

それでは、冒頭、知事から一言お願いいたします。

○小池知事 おはようございます。朝からお出ましいただきましてありがとうございます。

日本ファッション・ウィーク推進機構の皆様方には、日本の繊維産業プラス創造力ということで世界に発信していただいていること、敬意を表したいと思います。

また、今日はコロナ禍にあつて様々なアパレル業界も厳しい。それから、山本寛齋さんに高田賢三さんにと巨匠が2人も亡くなってしまったということなど、そこは非常に厳しいところではありますけれども、やはり私はこの日本のファッション、これを付加価値をつけながらどうやって元気にしていくかというのは、社会全体の明るさにつながるんだろうというふうに確信しております。

ファッションウィークのレセプションにも参加させていただきましたけれども、去年は参加させていただいたんですが今年はもうあれも中止これも中止、無観客といろいろご苦労があるかと思いますが、ウィズコロナ時代、どのような形で皆様方の業界、そしてこの

ファッションウィークをより元気にしていくのか。皆様方のウィズコロナ時代のファッションということも含めてお話を伺えればと、そのように考えております。よろしくお願いいたします。

○司会 それでは、よろしくお願いいたします。

○日本ファッション・ウィーク推進機構（三宅理事長） 一般社団法人日本ファッション・ウィーク推進機構理事長の三宅でございます。

令和3年度東京都予算等に対する要望書でございます。一般社団法人日本ファッション・ウィーク推進機構は、日本の繊維ファッション産業のさらなる国際競争力強化、発展を図ることを目的に、川上から川下に至る繊維、ファッション製造業者、ファッションデザイナー、流通業者が大同連携し、経済産業省の支援も受けて2005年に設立されました。

コレクション事業として実施しておりますTOKYO FASHION WEEKは、昨年秋の開催分より楽天株式会社と冠スポンサー契約を締結し、Rakuten Fashion Week TOKYOとして開催しております。ファッションビジネスの国際競争力強化を図るため、我が国の高品質、高感度な繊維素材も含めファッションのクリエイション力を世界に向けて効果的に発信しております。

また、テキスタイル事業としてはPremium Textile JapanとJFW Japan Creationを開催し、シーズントレンドに沿った高品質・高付加価値のテキスタイルを提案しております。中国、韓国、台湾、シンガポール等のアジア圏のほか、アメリカやトルコのバイヤーも来場するなど日本素材への関心が高まりを見せております。当事業を通じて、内外に日本の優れた繊維ファッション製品、サービスなどの情報を発信しております。

近年、世界のファッション界においては上海、北京、ソウル、台北といった都市が台頭しておりまして、上記のような取組を通じて東京を世界でオンリーワンの繊維・ファッション基地として確立し、アジアの中心的なファッション発信拠点として世界四大ファッション都市に次ぐプレゼンスの確保を目指しております。

あわせて、連携・共催イベントとして東京都からのご支援を受けておりますTokyo新人デザイナーファッション大賞、TOKYO FASHION AWARD、そしてまたFASHION PRIZE OF TOKYOの各事業においても企画・運営協力を実施しております。

つきましては、令和3年度東京都予算等に対して別紙のとおり要望いたしますので、実現のほどよろしくお願い申し上げます。

要望事項。東京都が繊維ファッション産学協議会と主催し当機構が共催するTOKYO FASHION AWARD（TFA）事業は、東京を拠点とするファッションデザイナーが世界の舞台へと飛躍するサポートを目指し、平成26年度の事業開始より6か年にわたり延べ36人の有名なデザイナーを選出してまいりました。受賞者からも、海外のショー等を実施して活躍する者を多数輩出しております。

平成29年度からは、TFAよりワンランク上の中堅デザイナーをターゲットにしたFASHION PRIZE OF TOKYOも開始。これら両輪で、新進・若手デザイナーにクリエイション力とビジネスの両面で飛躍するきっかけを与えるアワードとの位置づけを確立してまいりました。

TFAにつきましては、当機構からの要望を検討していただいた結果、令和2年度予算からメンズ・ファッション・ウィークの日程、1月と6月に加えてレディースについてもレディースのファッション・ウィーク、3月と9月をパリショールーム開催、バイヤーとのマッチングの促進等を実施することとなりました。応募の準備も進めておりますが、新型コロナウイルス感染症の拡大により、新規のデザイナー募集ができない状態に追い込まれました。

令和3年度は、新型コロナウイルスで大きな打撃を受けたファッション業界、またデザイナーたちが再び立ち上がる年になります。巨額の新型コロナウイルス対策予算や東京オリンピック・パラリンピックの延期対策など、都の財政状態には大きな変化があることとは存じますが、来年度こそは今年度から開始しようと考えておりましたメンズ、レディースの両方のデザイナー支援を実現したいと考えております。引き続きご支援のほど、何とぞよろしくお願い申し上げます。以上でございます。

○司会 どうもありがとうございました。

それでは、知事よりお願いいたします。

○小池知事 まずTOKYO FASHION AWARD事業、これまでも6年間事業を継続なさせて、多くのデザイナーも輩出されてこられた。また、パリで開催された世界的なコンテストでも、その中の方が日本人初のグランプリを取られたということを伺っております。

今年度は世界中がコロナということで残念ではありますが、ぜひ新たな才能を発掘して開花させるために、都としても今後もしっかり支援をしていきたいと考えております。

先ほども寛齋さんが亡くなったり、賢三さんが亡くなったりということですが、次の世代、さらにその次の世代をどう育てるかが今、大変重要な時期だと思ってるんですね。そういう意味で、総合戦略とともにそういう人材をうまく発掘かつ育て花開かせる。このことをぜひ頑張っていかなければ、せつかくのいとへの国が、また憧れの日本のファッション、東京のファッションが寂しくなるということは日本の元気も東京の元気も失うことになっていきますから、さらに応援していきたいとこのように考えて、しっかり応援していきたいと考えております。

○日本ファッション・ウィーク推進機構（三宅理事長） ありがとうございます。おっしゃるようにちょうど時代の変わり目でもあると思いますので、新しいデザイナーがこれから出ていくことと、毎年6名ずつ選出しましても前の5年間の人、36名一緒にパリに送り込んでおりますので、そういう点では大変彼らが大きく成長することになってると思いま

す。今後ともよろしく願い申し上げたいと思います。

○司会 産業労働局長からも何かございますでしょうか。

○産業労働局長 産業労働局長の村松でございます。今日はどうもありがとうございます。

このTFA事業につきましては、おっしゃるとおり、やはり若手のデザイナーの発掘にとって非常に有意義な事業でございまして、我々も何とか、今年はちょっとコロナの影響で、せっかくレディースも対象になったんですけども、できなかったという状況がございますので、来年こそはメンズもレディースも一緒にやっていけるような、そういった環境をつくってあげれば良いなと思っていますので、よろしく願いいたします。

○日本ファッション・ウィーク推進機構（三宅理事長） 今まではメンズ一本で来たんですけど、ここでレディースを加えると相当元気が出てくるというふうに思っておりますので、頑張っけてやっていきたいと思っております。

○司会 どうもありがとうございました。三宅会長、朝から都庁までお越しいただきましてどうもありがとうございます。

（日本ファッション・ウィーク推進機構 退室）

○司会 それでは、続きまして、東京都中小企業診断士協会の皆様、どうぞお入りください。

（東京都中小企業診断士協会 入室）

○司会 それでは、まず要望書の手交をお願いできますでしょうか。

（要望書手交）

○司会 それでは、どうぞお席のほうにご着席ください。

それでは、早速でございますが、ヒアリング及び意見交換を始めさせていただきたいと存じます。

本日、今頂きました要望書につきましては、私どもタブレットのほうで拝見をさせていただきながら進めさせていただきたいと存じます。

それでは、冒頭、知事から一言お願いいたします。

○小池知事 おはようございます。

松枝代表理事会長をはじめとする皆様方には、東京都庁のほうに本日お越しいただきまして、これでもう5回目になります。現場にいらっしゃる皆様方、特に経済、景気、非常に厳しいところがございます。そういった実際の現場、どのような状況になっているのか直接伺いたい。そして政策立案、予算編成、これらに役立てたいと思っております。

それから、コロナの拡大防止協力金の申請に際しましては、事前確認など皆さんにご協力をいただきました。ありがとうございました。

また、コロナに対しては日々動きがございます。またこれオールワールドの状況で、様々サプライチェーンが壊れたり。そしてまた働き方が大きく変わり、また消費者のニーズも変わるなどなど、非常に大きな変化がここへ来て激動の状況にあるということでございます。

逆に、このウィズコロナでどのような経済、社会をつくっていくかということも問われておりますので、その点も含めまして短時間ではございますが皆様方のご提案も含めたお話を伺わせていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○司会 それではお願いいたします。

○東京都中小企業診断士協会 本日、お時間いただいてありがとうございます。

最初に、簡単に当協会の状況をお話いたします。

東京都中小企業診断士協会は、11月1日現在で中小企業診断士4,546名を会員とする組織でございます。厳しい経営環境の下、創業に始まり働き方改革、生産性の向上、事業承継など新たな改革や新分野に挑戦する事業者に対して様々な角度から支援をしております。

また、今回のコロナ感染防止対策につきましては、事業者からの相談対応しております東京都をはじめとしました各区市町村の相談窓口にも、多いときで400名を超える診断士を派遣をしております。また、先ほどお話ありましたけれども、小池知事の要請に基づきまして休業協力金申請の事前確認にも対応させていただいております。

当協会からの要望は東京都への直接的な予算のご要望ではなく、他の中小企業支援機関と連携した形での施策の提案において診断士の活用をお願いするものでございます。

それでは、ポストコロナについて、ちょっと現状についてお話をさせていただきます。

私ども協会につきましては、士業団体として診断士の個人を会員とする組織でございますので、これは連合会のほうで十数年前にシステムを導入して、基本的にはそれに基づいて業務を行っております。ただ、東京協会の中でのいろいろな活動に関しましては、これまでは各個人の資料などやはり電子メールをベースでいろいろやっておりますけれども、昨年よりクラウドの活用ということで、今年の秋からは4,500名全員をそのシステムに参加をさせた新しい情報共有の仕組みをつくっております。これは4月の実は休業協力金の際に、診断士を適切に参与するということにその仕組みがうまく活用できたということで、これは4,500名全会員にそれを使っていこうということをやっております。

それと、一方で中小企業、小規模事業者の支援という観点でまいりますと、DXなりコロナ禍においても従来と同じ事業を展開できる事業者もあれば、コロナ禍以前からもう既に現状のビジネスモデルが立ち行かなくなっている事業者も多く、大きくかじを切らなければならない事業者が多く存在をしております。

私たち診断士としましては、基本的には各事業者の把握、そして問題点、そして事業者の強みをいかに生かすかというところを改善、実施に向けた取組を体系的に示すことで、事業者に寄り添って支援していこうという役割が我々にとって一番のやれることだろうというふうに思っております。

また、事業者に対して重要なのはやはり経営革新の視点、ビジネスモデルのシフト、そして経営のやり方を変えていくという視点の気づきを持っていただくということが我々診断士にとっても非常に大きな役割ではないかというふうに思っておりますので、これを併せて社会貢献事業というようなことで取り組んでいこうと思っております。



一応、コロナ、DX等については以上のことになっております。

○司会 ありがとうございます。

○東京都中小企業診断士協会 引き続きまして予算要望でございますけれども、提出させていただいたものは東京都の中小企業振興ビジョンが目指すべき姿に沿った形で10項目を提案させていただいております。今日は、その中の5点についてポイントをお話しさせていただきます。

まずは、今もお話がありましたけれども生産性向上に向けた支援の充実ということで、DX等の活用による中小企業への導入ということに関しましては、計画の立案からRFP、そして導入、運用支援ということを一気通貫で支援できる診断士の活用を図っていただきたいと思っております。

そして、もう1点が事業承継の支援です。事業承継では様々な専門家も関与することが多くございますけれども、やはり最も大事なことは事務承継後にその事業が実際に継続していく。そして、利益と雇用を確保できるということが重要です。そのためには、実現可能な事業計画の策定から実行支援までを一気通貫で支援する必要があります。これに関しまして、専門家である中小企業診断士の活用を図っていただきたいと思っております。

続きまして、革新的な製品やサービスの創出の支援です。下請事業者からの脱却やライフスタイルの変化、デジタル化の事業環境の変化への対応といったことに併せて、自社製品や独自サービスを開発する際には技術に加えてターゲット市場の開拓、価格設定など幾つもの十分に戦略を練る必要がございます。これに関しまして、製品開発やサービスの創出には多彩な人材がございます診断士の活用をお願いしたいと思っております。この中には、非対面型サービスですとか、非接触型サービスといったものも含まれております。

続きまして、創業支援策の拡充です。創業時には様々な支援策がございますが、創業後間もない企業に対しての支援策は少なくなっております。創業期の事業者の課題は、販路開拓と身近な相談者がいないということになります。この課題解決に対応する施策としまして、やはり伴走型の経営支援が必要だと思っております。これにもこの支援が可能な診断士の活用を図っていただきたいと思っております。

そして、最後が地域活性化に向けた支援策です。島嶼地域には潜在的に豊富な地域資源や観光資源がございますが、高齢化に加えコロナ禍において産業の活性化に大きな影響が起きております。地域の活性化には魅力のある商品の開発や商品の販路開拓が必要であり、中核となる事業者の存在が必要です。経営支援、マーケティングの専門家である診断士の活用を図っていただきたいと思っております。この島嶼支援につきましては、以前から私ども東京協会の社会貢献事業の一環で島嶼支援というのを継続してやっております。

以上ご要望ですが、ご要望書の中には従来からの施策の継続、働き方改革、人材育成、BCP対応といったことも盛り込ませていただいております。

こちらからは以上でございます。

○司会 ありがとうございます。

それでは、まず知事のほうからコメントをお願いいたします。

○小池知事 ご要望1から10までということでございますが、うち私のほうから何点か。

まず、生産性向上に向けた支援の拡充についてでございます。

今、事業に寄り添った専門家の支援がウィズコロナ、アフターコロナと大きく社会が変わる中で必要になってきているかと思えます。そういったことから、東京都中小企業診断士協会との連携を密にしながら、効果的な支援を着実に進めていきたいと都として考えております。

また、生産性の向上ですけれども、新しい日常への対応に向けましてやはりDXがテコになるか。中小企業が社会変革に適応したデジタル化を図るためのサポートの充実を図っていききたいと考えております。

それから、事業承継でありますけれども、今お話ありましたようにコロナ禍の前から産業の変化が起こってきていた。そこをコロナが背中を押すような感じで廃業を考えるというようなところも多いと聞いております。ただ、そこでもいろいろたくみの技術を持っていらしたり、そういった事業の承継に必要な、また事業承継したほうが良いようなケースも多々あるわけでございますけれども、皆様方が培ってきた優れた技術やサービスを次の世代へ円滑に引き継いでもらうことが必要でありまして、特に地域にとって重要な事業、経営資源の円滑な引継ぎについてのサポートを専門家の皆様方のお力を借りながらしっかりと対応していきたいということでもあります。

それから、5番目に革新的な製品、サービスの創出支援ということでございます。

都内の産業の活性化のためには、革新的な製品やサービスの創出などでイノベーションの促進が重要であることは言うまでもございません。特に中小企業が新しい日常で生まれる新たな需要をいち早く獲得するためにも専門家の支援が必要であり、力をお借りしながら支援を進めたいと思えます。

中小企業診断士川柳の最優秀作品も「創業の頃の奇人が今偉人」という、これなどもぜひこうやって鼓舞してさしあげていただきたいと思えます、企業の方々を。

それから、私からもう1点。創業支援策の拡充であります。今の川柳もそうですが、創業者には創業ステーションを拠点にして新規事業プランについてのアドバイスから創業後の継続的な支援まで、専門家の活用で支援を引き続き実施をしていきたいと考えております。

私からは以上です。

○司会 ありがとうございます。

産業労働局長からもお願いいたします。

○産業労働局長 それでは、私のほうから地域の活性化に向けた支援のご要望に関しましてちょっとお話をさせていただきたいと思えます。

島嶼地域の産業振興のために、地域資源を活用した新たな製品やサービスの開発を促進することは非常に重要だと私どもも考えておりまして、例えば八丈産のアシタバを利用し

たカレーのルーだとかレトルトの食品の開発、こうしたことなどにもこれまで中小企業診断士の先生方のご協力をいただいていたところでございます。今後とも診断士の皆様の協力をいただきながら、地域の活性化につながるようにさらに支援を実施していきたいと考えております。

また、その他多岐にわたるご要望につきましても、診断士協会と連携して都内企業の成長に結びつけられるように十分検討を進めていきたいと思っております。今後ともよろしくお願い申し上げます。

○東京都中小企業診断士協会 よろしくお願いたします。

○司会 どうもありがとうございました。

松枝会長をはじめ皆様、本日はわざわざ都庁までお越しいただきましてありがとうございました。

（東京都中小企業診断士協会 退室）